令和８年 10 月 22 日

加盟団体事務局　様

三原市体育協会
会長　池内　武志

令和８年度指導者・審判育成事業補助申請書（上半期４～９月分）の
提出について（依頼）

三原市体育協会の活動につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度も各加盟団体の組織強化を目的とした指導者・審判育成事業を、裏面「事業要項」のとおり実施しています。

つきましては、上半期分（４～９月）について、対象となる研修会等に参加された団体は、期限までに事務局へ別紙「補助申請書」をご提出ください。

なお、ご不明な点がございましたら、事務局へご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

**提出期限　　令和８年 11 月 13 日（金）**　※メール提出可

○提出書類

①指導者・審判育成事業補助推薦書・申請書（別紙）

②受講要項（受講日・受講料のわかるもの）

③受講結果のわかるもの（資格の写し及び受講料領収書の写し）

※個人名で差し支えありません。

※提出期限までに受講結果が出ない場合には、資格取得の詳細について記載した、登録団体長からの理由書を添付してください。（様式は問わない）

※三原市体育協会のホームページにも、様式を掲載しています。
https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/45/108683.html

〒723-8601　三原市港町三丁目５番１号
三原市教育委員会　スポーツ振興課内
三原市体育協会事務局　亀谷
TEL 0848-64-7219　FAX 0848-67-5912
E-mail: sports@city.mihara.hiroshima.jp

# 三原市体育協会　指導者・審判育成事業要項

（趣旨）

三原市体育協会の活性化及び加盟団体の組織強化を図り，各競技の普及促進を可能とする指導力を身につけることを目的とし，以て三原市のスポーツ振興に寄与する。

（事業概要）

○　指導者・審判育成等に係る予算は年１６０万円を上限とし，令和８年度から３ヶ年の事業とする。

○　加盟団体（協会，連盟等）に助成する上限額は別紙のとおりとする。

１　均等割は各団体一律２万円とする。

２　人数割は予算額から均等割額を減算し，その残額を全体の人数と各加盟団体人数で割り振り，調整する。

３　助成対象講習会は指導者資格，審判資格に加えて，技術・知識向上のための研修会参加費も含むものとする。（更新のための研修及び更新費用は対象外とする）

４　各競技の技術・知識向上のためのものではない，スポーツ全般の研修会については対象外とする。

５　助成対象については一人につき年一回とする。ただし，複数の加盟団体に所属する者で，異なる加盟団体からの推薦（申請）があった場合についてはこの限りではない。

６　助成対象は受講料及び旅費の実費とする。

７　旅費は三原駅を起点として計算する。

８　１件あたりの助成額（受講料＋旅費）

(1) 5,000 円以下は全額

(2) 5,000 円を超える場合は 5,000 円+5,000 円を超える額の 1/2 とし，上限を 10,000 円とする。

９　単位は１０円単位とし，端数は切り捨てる。

（提出書類）

１　登録団体の長からの推薦書（技術・知識向上のための研修会参加は申請書）

２　受講要項（受講日・受講料のわかるもの）

３　受講結果等のわかるもの（資格証の写し，受講料領収書，受講者名簿等）

（支払い）

１　前期は９月末，後期は３月末までに開催された講習会等を対象とし，年２回に分けて，登録団体へ支払う。

２　締切期限に資格証の発行等が間に合わない場合には，資格証を確認後登録団体へ支払う。